

栃木県後期高齢者医療広域連合議会会議規則

平成19年3月28日
議会規則第1号

改正 令和4年2月17日 議会規則第1号

目次

第1章 会議

- 第1節 総則（第1条—第13条）
- 第2節 議案及び動議（第14条—第19条）
- 第3節 議事日程（第20条—第24条）
- 第4節 選挙（第25条—第35条）
- 第5節 議事（第36条—第50条）
- 第6節 秘密会（第51条・第52条）
- 第7節 発言（第53条—第68条）
- 第8節 表決（第69条—第79条）
- 第9節 会議録（第80条—第84条）

第2章 特別委員会

- 第1節 総則（第85条—第89条）
- 第2節 審査（第90条—第104条）
- 第3節 秘密会（第105条・第106条）
- 第4節 発言（第107条—第115条）
- 第5節 委員長及び副委員長の互選（第116条）
- 第6節 表決（第117条—第127条）

第3章 請願（第128条—第134条）

第4章 辞職（第135条・第136条）

第5章 規律（第137条—第144条）

第6章 懲罰（第145条—第149条）

第7章 議員の派遣（第150条）

第8章 補則（第151条）

附則

第1章 会議

第1節 総則

(参集)

第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議場に参集し、出席簿に署名又は押印しなければならない。

(欠席又は遅参の届出)

第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないとき、又は遅参するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

3 議員は、会議中途に退出するときは、その理由を付け、議長に届け出なければならない。

(議席)

第3条 議員の議席は、会議の都度、議長が定める。

2 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って議席を変更することができる。

3 議席には、番号及び氏名標を付ける。

(会期)

第4条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集された日から起算する。

(会期の延長)

第5条 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第6条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(議会の開閉)

第7条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第8条 会議時間は、午前10時から午後4時までとする。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員4人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。
- 3 会議の開始は、号鈴で報ずる。

(休会)

第9条 広域連合の休日は、休会とする。

- 2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会することができる。
- 3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。
- 4 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第114条第1項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

(会議の開閉)

第10条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

- 2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(出席議員数の報告)

第11条 議長は、その日の開議を宣告した後、出席議員数を報告する。

(定足数に関する措置)

第12条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

- 2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。
- 3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第13条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議場外に現在する議員又は議員の住所に、文書又は口頭をもって行う。

第2節 議案及び動議

(議案の提出)

第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第11

2条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては3人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第16条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に3人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第17条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の2の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては3人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の表決の順序)

第18条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員4人以上から異議があるときは、討論を用いずで会議に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

第3節 議事日程

(日程の作成及び配付)

第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配付する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配付に代えることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第21条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いずで会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(日程のない会議の通知)

第22条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合において、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の日程)

第23条 議長は、議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第24条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いずに会議に諮って延会することができる。

第4節 選挙

(選挙の宣告)

第25条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第26条 選挙を行う際議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する

(投票用紙の配付及び投票箱の点検)

第28条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配付させた後、配付漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

(投票)

第29条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第30条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。

2 前項の宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第31条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が、議員の中から指名する。

3 投票の数が、第27条の出席議員数を超えたときは、更に投票を行わなければならない。ただし、選挙の結果に異動を及ぼさないときは、この限りでない。

4 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第32条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙に関する疑義)

第33条 選挙に関する疑義は、議長が会議に諮って決める。

(再選挙)

第34条 当選人がないとき若しくは当選人が選挙すべき者の数に達しないとき、又は当選人が当選を辞したとき若しくは当選人が当選を辞したことにより当選人が選挙すべき者の数に達しないときは、議会は、更に選挙を行わなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第35条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第5節 議事

(議題の宣告)

第36条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第37条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員の4人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第38条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(議案等の審議順序)

第39条 会議に付する事件は、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があると

きは質疑の後、討論に付し、その終結の後、表決に付する。

2 前項の提出者の説明は、討論を用いなくて会議に諮って省略することができる。

(特別委員会への付託)

第40条 議長が必要と認めた事件については、前条第1項の議員の質疑の後、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第41条 前条の規定により特別委員会に付託した事件は、第103条の報告書の提出を待って議題とする。

(委員長の報告及び少数意見者の報告)

第42条 特別委員会が審査し、又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経緯及び結果を報告し、次に少数意見者が少数意見の報告をする。

2 少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が決める。

3 第1項の報告は、討論を用いなくて会議に諮って省略することができる。

4 委員長の報告及び少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。

(修正案の説明)

第43条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(委員長報告等に対する質疑)

第44条 議員は、委員長及び少数意見を報告したものに対し、質疑をすることができる。

修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対してもまた同様とする。

(付託した事件に対する討論及び表決)

第45条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第46条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを議長に委任することができる。

(特別委員会の審査又は調査期限)

第47条 議会は、必要があると認めるときは、特別委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めるこ

とができる。

- 2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第41条の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(特別委員会の中間報告)

第48条 議会は、特別委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

- 2 特別委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

(再付託)

第49条 特別委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を特別委員会に付託することができる。

(議事の継続)

第50条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第6節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第51条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第52条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

- 2 秘密会の議事は、何人も、秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第7節 発言

(発言の許可等)

第53条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項その他議長が許可したときは、議席で発言することができる。

- 2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

(発言の通告及び順序)

第54条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行に関する発言及び一身上の弁明等については、この

限りでない。

- 2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。
- 3 発言の順序は、議長が決める。
- 4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。

(発言を通告しない者の発言)

第55条 発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

- 2 発言の通告をしない者が発言しようとするときは、挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号及び氏名を告げ、議長の許可を得なければならない。
- 3 2人以上挙手をして発言を求めたときは、議長は、先挙手者と認める者から指名する。

(討論の方法)

第56条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言討論)

第57条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第58条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

- 2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。
- 3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

(質疑の回数)

第59条 質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第60条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することがで

きる。

- 2 議長が定めた時間の制限について、出席議員の4人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いずに会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第61条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

- 2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第62条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結又は省略)

第63条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

- 2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。
- 3 議員は、特に必要があると認めるときは、質疑又は討論省略の動議を提出することができる。
- 4 質疑若しくは討論終結の動議又は質疑若しくは討論省略の動議については、議長は、討論を用いずに会議に諮って決める。
- 5 議長は、討論を用いずに会議に諮って、質疑又は討論を省略することができる。

(選挙及び表決の発言制限)

第64条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(緊急質問等)

第65条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、議会の同意を得て質問することができる。

- 2 前項の同意については、議長は、討論を用いずに会議に諮らなければならない。
- 3 第1項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(準用規定)

第66条 質問については、第59条及び第63条の規定を準用する。

(発言の取消又は訂正)

第67条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言を訂正することができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(答弁書の配付)

第68条 広域連合長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配付する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配付に代えることができる。

第8節 表決

(表決問題の宣告)

第69条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在議員)

第70条 表決の際議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第71条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第72条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要と認めたときは、起立によらず、挙手の方法により、表決をとることができる。この場合において、議長は、問題を可とする者に挙手させるものとする。

3 議長が起立者若しくは挙手者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員の4人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第73条 議長が必要があると認めるとき又は出席議員4人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長はいずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票)

第74条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第75条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第76条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条第1項、第33条、第34条及び第35条の規定を準用する。

(表決の訂正)

第77条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第78条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。この場合において、異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。

2 前項後段の議長の宣告に対して、出席議員4人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第79条 議員の提出した修正案は、特別委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 同一議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。

3 前項の表決の順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員4人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いずに会議に諮って決める。

4 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第9節 会議録

(会議録の記載事項)

第80条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の議席番号及び氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 特別委員会報告書及び少数意見報告書
- (10) 会議に付した事件
- (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (12) 選挙の経過
- (13) 議事の経過
- (14) 記名投票における賛否の氏名
- (15) その他議長又は議会において必要と認めた事項

(会議録の配付)

第81条 会議録は、印刷して、議員及び関係者に配付する。

(会議録に掲載しない事項)

第82条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取り消しを命じた発言及び第66条の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第83条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。

(会議録の保存年限)

第84条 会議録の保存年限は、永年とする。

第2章 特別委員会

第1節 総則

(議長への通知)

第85条 特別委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(欠席又は遅参の届出)

第86条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないとき、又は遅参するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

3 議員は、会議中途に退出するときは、その理由を付け、委員長に届け出なければならない。

(会議中の特別委員会の禁止)

第87条 特別委員会は、議会の会議中は、開くことができない。

(会議の開閉)

第88条 開議、散会、中止又は休憩は、委員長が宣告する。

2 委員長が開議を宣告する前又は散会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第89条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は、散会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は、委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、委員長は、休憩又は散会を宣告する。

第2節 審査

(議題の宣告)

第90条 会議に付する事件を議題とするときは、委員長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第91条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第92条 委員長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読さ

せる。

(審査順序)

第93条 特別委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行うことを例とする。

(先決動議の表決順序)

第94条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。

(動議の撤回)

第95条 提出者が開議の議題となった動議を撤回しようとするときは、特別委員会の承認を要する。

(委員の議案修正)

第96条 委員が修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

(分科会又は小委員会)

第97条 特別委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

(証人出頭又は記録提出の要求)

第98条 特別委員会は、法第100条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(委員の派遣)

第99条 特別委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(議事の継続)

第100条 会議が中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

(少数意見の留保)

第101条 委員は、特別委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員1人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

2 前項の規程により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、特別委員会の報告書が提出されるまでに委員長を経て議長に提出しなければならない。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第102条 特別委員会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを委員長に委任することができる。

(特別委員会報告書)

第103条 特別委員会は、事件の審査又は調査を終わったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

(閉会中の継続審査)

第104条 特別委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

第3節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第105条 秘密会を開く議決があったときは、委員長は、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を会議室の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第106条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第4節 発言

(発言の許可)

第107条 委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(委員の発言)

第108条 委員は、議題について自由に質疑し、又は意見を述べることができる。ただし、特別委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

(発言内容の制限)

第109条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

(委員外議員の発言)

第110条 特別委員会は、審査又は調査中の事件について必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 特別委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決める。

(委員長の発言)

第111条 委員長が委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

(発言の継続)

第112条 会議の中止又は休憩のため発言が終わらなかった委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第113条 質疑又は討論が終わったときは、委員長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、委員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は討論を用いないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第114条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(発言の取消又は訂正)

第115条 発言した委員は、特別委員会の許可を得て発言を取り消し、又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

第5節 委員長及び副委員長の互選

(互選の方法)

第116条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行う。

2 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、くじで定める。

3 前項の当選人は、有効投票の総数の4分の1以上の得票がなければならない。

4 第1項の投票を行う場合には、委員長の職務を行っている者も、投票することができる。

5 委員会は、委員のうちに異議を有する者がいないときは、第1項の互選につき、指名推選の方法を用いることができる。

6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって、当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り、委員の全員の同意があった者をもって当選人とする。

第6節 表決

(表決問題の宣告)

第117条 委員長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在委員)

第118条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることはできない。

(条件の禁止)

第119条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第120条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多数を認定して可否の結果を宣告する。

2 前項の規定にかかわらず、委員長が特に必要と認めたときは、起立によらず、挙手の方法により、表決をとることができる。この場合において、委員長は、問題を可とする者に挙手させるものとする。

3 委員長が起立者若しくは挙手者の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第121条 委員長が必要があると認めるとき又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、委員長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票)

第122条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第123条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者

は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

- 2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第124条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条第1項及び第33条の規定を準用する。

(表決の訂正)

第125条 委員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第126条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可否の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第127条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。

- 2 前項の表決の順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

- 3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第3章 請願

(請願書の記載事項等)

第128条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに請願者の住所及び氏名を記載し、氏名が自署でない場合は、請願者が押印しなければならない。

- 2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、当該法人の所在地並びにその名称及び代表者の氏名を記載し、氏名が自署でない場合は、代表者が押印しなければならない。
- 3 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。
- 4 請願書の提出は、平穏になされなければならない。
- 5 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(請願文書表の作成及び配付)

第129条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配付する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名（請願者が法人の場合にあっては、当該法人の所在地並びにその名称及び代表者の氏名。）、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

3 請願者数人連署のものは請願者某ほか何人と記載し、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは請願者某ほか何人と記載するほかその件数を記載する。

(請願の特別委員会付託)

第130条 議長は、特に必要があると認める請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。

(紹介議員の特別委員会出席)

第131条 特別委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。

(請願の審査報告)

第132条 特別委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

(1) 採択すべきもの

(2) 不採択とすべきもの

2 採択すべきものと決定した請願で、広域連合長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第133条 議長は、議会の採択した請願で、広域連合長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したのものについてはこれを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第134条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

第4章 辞職

(議長及び副議長の辞職)

第135条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議長に報告し、討論を用いなくて会議に諮ってその許否を決定する。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第136条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について、準用する。

第5章 規律

(品位の尊重)

第137条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第138条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、えり巻き、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(議事妨害の禁止)

第139条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第140条 議員は、会議中は、みだりに議席を離れてはならない。

(禁煙)

第141条 何人も、議場において喫煙してはならない。

(新聞紙等の閲読禁止)

第142条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

(許可のない登壇の禁止)

第143条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。

(議長の秩序保持権)

第144条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると

認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

第6章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第145条 懲罰動議は、文書をもって所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

- 2 前項の動議は、懲罰事犯があったことを知った後速やかに提出しなければならない。ただし、第52条第2項及び第106条第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第146条 懲罰の動議が提出されたときは、議長は速やかに会議に付し、討論を用いないで会議に諮って特別委員会に付託するかどうかを決めなければならない。

- 2 前項の規定により、特別委員会に付託しないと議決したときは、懲罰の動議は、否決された者とみなす。

(戒告又は陳謝の方法)

第147条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第148条 出席を停止された者がその期間内に議会の会議又は特別委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

(懲罰の宣告)

第149条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第7章 議員の派遣

(議員の派遣)

第150条 法第100条第12項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要するときは、議長において議員の派遣を決定することができる。

- 2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第8章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第151条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、

会議に諮って決定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。